

令 和 3 年 度

南 三 陸 町 議 会 会 議 錄

1 月 会 議 1 月 28 日 開 会
 1 月 28 日 散 会

南 三 陸 町 議 会

令和4年1月28日（金曜日）

令和3年度南三陸町議会1月会議会議録

（第1日目）

令和4年1月28日（金曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（12名）

2番	阿部司君	3番	高橋尚勝君
4番	須藤清孝君	5番	佐藤雄一君
6番	後藤伸太郎君	7番	佐藤正明君
8番	及川幸子君	9番	村岡賢一君
10番	今野雄紀君	11番	三浦清人君
12番	菅原辰雄君	13番	星喜美男君

欠席議員（1名）

1番 伊藤俊君

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
会計管理者兼会計課長	三浦浩君
総務課長	及川明君

企 画 課 長	佐 藤 宏 明 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 正 文 君
保 健 福 祉 課 長	高 橋 晶 子 君
農 林 水 産 課 長	大 森 隆 市 君
商 工 觀 光 課 長	千 葉 啓 君
建 設 課 長	及 川 幸 弘 君
上 下 水 道 事 業 所 長	阿 部 明 広 君
歌 津 総 合 支 所 長	三 浦 勝 美 君
教育委員会部局	
教 育 長	齊 藤 明 君
教育委員会事務局長	菅 原 義 明 君
監査委員部局	
事 務 局 長	男 澤 知 樹 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	男 澤 知 樹
次 長 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	高 橋 伸 彦

議事日程 第1号

- | | | |
|---------------------------------------|----------|----|
| 令和4年1月28日（金曜日） | 午前10時00分 | 開会 |
| 第 1 会議録署名議員の指名 | | |
| 第 2 諸般の報告 | | |
| 第 3 行政報告 | | |
| 第 4 議案第59号 南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について | | |
| 第 5 議案第60号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について | | |
| 第 6 議案第61号 令和3年度南三陸町一般会計補正予算（第6号） | | |
| 第 7 議案第62号 令和3年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号） | | |
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。大変御苦労さまでございます。

新型コロナウイルス、ついに第5波ですか、本町にも入り込んできたようであります。皆さんで十分気をつけていきたいと思います。特に本日はこの本会議終了後、全員協議会、そして特別委員会、また議会運営委員会と、大変盛りだくさんのスケジュールでございますので、十分コロナを意識していただきまして、速やかに終えることができますように御努力と御協力をくださいますよう、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は12人であります。定足数に達しておりますので、令和3年度南三陸町議会1月会議を開会いたします。

欠席議員、1番伊藤俊君となっております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、傍聴規則第8条ただし書の規定により議長においてこれを許可しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において3番高橋尚勝君、4番須藤清孝君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議会休会中の動向、町長から付議された議案及び説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおり、監査委員の勧告に対し町長が講じた必要な措置に関し、地方自治法第119条第15項の規定により、これを公表した旨の通知が提出されております。

通知の内容について、職員に朗読をいたさせます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） この際、この通知に関し、疑義をただす発言があれば、特にこれを許します。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じゃあ1点だけ確認なのですけれども、町長が講じた必要な措置とその内容についてなのですけれども、いろんな事務処理に関する、こういった措置は分かるのですけれども、1点だけ確認をお願いしたいのは、今回のこういった長引いた流用に関しては、以前、委員会でも伝えたことがあるのですけれども、現場の確認というか、そういった部分もこういった措置、措置というか、必要性を認められると思うのですが、そのところの確認だけお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 現場の確認というお話ですが、補助金を出した、さきの協議会の関係につきましても、速やかに適正化を図って修正をかけたことはございますが、その部分についても、一職員もその中で事務局を現在担っておりますので、そういった部分も含めて、適正な事務の執行についてこれまで各種通知を行ってきたというものでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今回の流用事件は、起きてしまったことなのですけれども、今後の再発防止を兼ねて、全ての事業とは言わないのですけれども、ある程度のこの、何でいうのですか、こういった措置の中にも、その現場の確認ということも必要だと思うのですけれども、その点だけ再度、再発防止という意味での確認をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 各種通知につきましては、適正な事務処理を行うようにという周知徹底しか恐らくならないのだろうと。それで、そのことを確認することが確実に行われているかどうかというのを確認することが、一番重要なのかなと思います。現体制の中では、なかなかそこまで確認できる部署等が内部にございませんで、今般、後ほど議案として御説明いたしますが、内部統制の確立に向けた行政の組織体制といったもので、そういった再発防止も含めて努めていきたいというふうに思っています。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 話がちょっとあれなのですけれども、事務というか、事業が終わった後の、終わったというか、その途中でもいいのですけれども、そういったところの、要は確認できることとできない部分があるのでしょうけれども、今回も含めて、事業として何かやるような事業だったら、終了年度ごとなりのこの確かに事業が行われたかという、そういう現場の、

現場事業完成というのですか、終了の確認なのですけれども、そういった点はどのようになっているのか。今の課長の説明ですと、事務の執行の確認という、そういう答弁だったような気がする、現場の確認という意味で大切なんじゃないかなと思いますので、最後に確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 事務の確認の中に、現場も含めて確認をするという項目もございますので、そういったところでその部分は網羅をしております。いずれ適正に行われているかどうか、相手先も含めてしっかりと現場も含めて確認をしっかりとしなさいといったような通知も、今回の中には含まれております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

今般、令和3年度南三陸町議会の会議を請求いたしましたところ、議会の皆様には、御多忙の中御対応を賜りまして、感謝を申し上げたいと思います。

令和3年度1月会議の開会に当たり、12月会議以降における行政活動の主なものとして、「1月16日の津波注意報発表への対応等」について、御報告を申し上げます。

日本時間1月15日に南太平洋トンガ諸島付近で発生した大規模噴火により、同1月16日午前零時15分、宮城県沿岸には津波注意報が発表されました。

この発表を受けまして、町では、副町長を本部長とする「南三陸町津波災害警戒本部」を設置し、防災行政無線等による広報、自主避難者向け避難所施設の開放等に当たったところであります。

なお、津波警報が発表された岩手県の久慈港において、1.1メートルの潮位変化が観測されたほか、本町においては、町が設置した潮位計名足漁港観測局で、16日午前零時53分に、第1波として70センチメートルの潮位の上昇を観測した後、午前2時14分には80センチメートルの潮位の上昇を観測しました。

今般の潮位変化による人的被害は確認されておらず、また漁業協同組合の調査によれば、養

殖施設等の被害もない旨の報告を受けているところであります。
であります。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

ただいまの町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。お手元に配付している町長行政報告及び教育委員会行政報告についても伺いたいことがあれば、併せて伺ってください。

午前10時13分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

書面にて提出された、工事関係の行政報告に対する質疑を許します。8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番及川です。1点お伺いいたします。

1ページの2段目に、キャビン建設等工事が入っております。これは解体工事と新設と、2つ工事概要が出ておりますけれども、この内容をお伺いいたします。そして、解体するほうは築何年たっているのか。その辺と、解体したのが幾ら、2棟の新築は幾らなのか、その内訳も併せてお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） 今御質問のキャビンですけれども、このキャビンにつきましては、基礎がないトレーラーハウスの解体でございます。当初、修繕というふうなことで計画をしたところですけれども、中身、詳細に検討した結果、かなり老朽化が進んでおりましたので、修繕ということではなくて新築というふうなところに軌道修正したというような内容でございます。

築何年というふうなことではなくて、平成14年にトレーラーハウスということで神割崎キャンプ場に設置したものというふうにたしか記憶をしております。したがって、20年近くたっているというふうなところでございます。

そのほかちょっと御質問の解体と新設の内訳につきましては、すみません、現在詳細のものがないので、後ほど回答させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ただいま伺うと、修繕ではなくて、そのトレーラーハウス、私は基礎が

あるものと思って築後何年たっていますかということをお伺いしたのですけれども、トレーラーハウスであれば基礎がないから、これは解体するのにはそうかからないのかなと思われますけれども、資料が手元にないと言うから、これ以上のこととは聞くのも聞けない状況なのですけれども、このあった場所にトレーラーハウス、それがあった場所に新しくするのか、別な場所なのか。

それで、予定価格1,415万円ということで、志津川建設さんが取っております。それで、この契約状況の、建設課がこの入札には関わると思うのですけれども、私、以前にも、予定価格、入札結果、それらは消費税抜きの額で出ているんですね。ところが、契約状況が消費税込みなのです。それで、以前にも私も、見づらいからここでそろばんをはじかないと数字が、契約金額が、消費税分を抜かないと出ないので、見づらいから同じ、統一してくださいということを前にも申し上げた記憶があるのですけれども、その辺、我々は見比べるのに、どちらかに統一してもらいたいのですけれども、これは建設課さんのほうだと思われますけれども、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） 新築につきましては、現在ある場所に新築するというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 契約状況につきましては、消費税込みということで、見比べるのに、何を見比べるのに見にくいのか、ちょっとよく分からぬのですが、入札そのものは消費税抜きでやることで規則で定まっておりますので、入札結果については当然、消費税抜きで表記するのが正しいのかなと。それで、契約額として消費税を加味した金額で、契約状況として契約金額を記載しているというものでございますので、この資料の見方そのものに、非常に見にくいとかというのは、私自身は感じられません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 規則上そうであれば、それに従わなきやないから、それは分かります。そうすると、この契約の消費税込みの額、そこに括弧して消費税幾らですよということも記載していただくといいので、そのように今後していただけるのかどうか。その辺お伺いいたします。2段書きでできませんかということ。

○議長（星 喜美男君） 及川議員、ここの上に載っていますよ、消費税含むと。総務課長。

○総務課長（及川 明君） 入札結果の最低額、消費税抜きというのは、いわゆる契約金額の基

になっている消費税抜きでございますので、それに消費税を加味したものがその右の欄に消費税込みと、含むということで契約状況に記載しておりますので、何も2段書きにする必要はないのかなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 1点だけ確認をお願いしたいと思います。先ほどの前議員と同じように、キャビンについて伺いたいと思います。

大体内容は分かったのですけれども、そこで伺いたいのは、以前同僚議員の一般質問での設計費等のあれもあったのですが、そこで伺いたいのは、つい昨日か、見ていて、そのキャビンについてなのですが、英語のアルファベットでS A N U、そしてあとキャビン、C A B I Nという、そういうキャビンの存在というか、あるのを知ったのですけれども、それは自然の何というのですか、例えば当町でいうならF S Cのようなものをふんだんに使えるような、そういったキャビンで、自然の中にあるもう一つの家みたいなことでうたっているものですから、そういったことも今後、もし新たなキャビン等を建てるときは、そういったデザイン性のあるものも検討できるのかどうか、確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） 今後の部分、建てるという今は計画はないのですけれども、今回新築するキャビンは、当然ながら昨年度新設したキャビンと同じように、F S C材をふんだんに使った木造のキャビンというふうなことで計画をしておりまし、恐らく今後、そういった木造というふうな部分になれば、全てF S C材というふうなことになるかというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 単なる、単なると言ったらおかしいのですけれども、F S C材を使えばいいという、そういうところからもう少し進めて、やはり都会なり、当然コロナの対応でやったので、何というのですか、ワーケーションみたいなやつを兼ねるのでしょうから、そういった面においても、よりこう、都会にいる方たちが魅力を感じるような、そういったデザインのこのキャビンも必要だと思うのです。

私も先日、朝行って、新しくできたところを見てきたのですけれども、やはりこの前のと同じような、ほとんど似たような感じのやつが建っていたものですから、そのところを建てる際には、十分検討する余地があると思うのですけれども、再度確認させていただいて、終わりとします。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） すみません、ちょっと私はそういったより自然のものという部分、勉強不足でよく分からぬのですけれども、当然ながら宿泊客及びワーケーションの方々に関しましては、そういったより自然に近いものというふうなことを求めて宿泊されるというふうに認識しておりますので、そこは意を持って今後、もし新築・改築する場合は、そういったことを意識したいというふうに考えます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、以上で工事関係の行政報告に対する質疑を終了いたします。

これで行政報告を終わります。

日程第4 議案第59号 南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第59号南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第59号南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、復興事業の進捗等に鑑み、本町として置く行政組織について見直すべく、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、議案第59号南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

議案関係参考資料のほうで説明をしたいと思いますので、議案関係参考資料の3ページを御覧いただきたいと思います。

まず、最初に本改正を行う背景を御説明いたしますと、1つ目は、復旧・復興事業の進捗に伴う組織の再編でございます。

2つ目といたしましては、農産村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案に伴い、先ほど諸般の報告でもありましたが、監査委員からの勧告に対する必要な措置として、内部統制の確立に向けた、その対応でございます。

改正の具体につきましては、第2条におきまして、管財課を廃止し、行政管理課を新設するものでございます。現在の管財課の事務につきましては、第3条におきまして、企画課に所掌を追加することとして、新設する行政管理課が所掌する事務といたしまして、3つほど掲げておりますが、もう少し分かりやすく御説明いたしますと、まず1つは、行政管理係として、現在総務課が所管しております行政監査の報告、指摘事項などの処理の事務や、訴訟、和解、行政不服審査請求に関する事務などを所掌いたします。

もう一つは、現在企画課が所掌しております行政改革推進という係につきまして、行政事務の合理化・効率化や、指定管理者制度に関する事務を所掌するということを持ち合わせまして、内部統制の確立を図る組織体制とするものでございます。

参考までに、次のページに、4ページになりますが、令和4年度としての行政組織の機構図案をお示ししております。赤色の文字が変更となる部分となります。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

2番阿部司君。

○2番（阿部 司君） 2番の阿部です。ちょっと1点確認させていただきますけれども、かつての企画課に財務管理の業務を移行するという、そしてまた新しく行政管理課を設置して業務を新たに増やすというふうな感じにお見受けしたのですけれども、これに伴う人員というのは、現行のままで行くのでしょうか。それとも、それなりに増やすのでしょうか。まずもってそれ1点、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 人員的には、詳細については今後の検討となります。現在の管財課につきましては、現在、財産管理係と用地調整の係と2つございます。それで、用地調整係が、プロパーが1名だけで大半が派遣の職員で担っておりまして、そういった全体数からすれば、規模を行政管理課も含めて絶対数は少なくなるという状況でございますが、具体的に行政管理課に何名、企画課に管財の財産管理係としての配置の人数については明確に申し上げられませんが、行政管理課のイメージとすれば、5名程度が人員として、管理職を含めて配置するといったような計画ではございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ちょっと的を射ているか、外れているか、ちょっと私も分かりませんけれども、一応国ではデジタル国家田園構想というようなものを打ち立てて、地方にもそれな

りの影響を与えていとは思うのですけれども、この新設する行政管理課の行政改革推進係のほうには、その影響というのは出るのですか。どんなものでしよう。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） デジタル化の推進につきましては、これまで企画課の中に電子情報系を扱っている部署がございますので、そこは引き続きそういった企画課のほうで所掌することになると思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。阿部司君。

○2番（阿部 司君） 一応、いろいろ業務の復興が落ち着いてきて、それなりには次の仕事が増えるというようなことで、大体バランス、ボリュームは大体読めるのですけれども、新しいわゆる業務というのは、どうしてもこれはいろいろな問題が起きてくると思います。

それで、何を言いたいかといいますと、やはり仕事が増えるということは、それなりにいろんなストレスがかかります。やはりその辺のボリュームを見ながら人員配置していただいて、職員に負荷のかからないような、そういうふうな構想を持っていただきたい。最終的には、余談になりますけれども、そのデジタルのほうも進めていくのでしょうかけれども、そういうふうなことと関連して、余裕があれば長期的な対応をしていただきたいというのが、私の切なる願いでございます。

以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 前議員にも関連することなのですけれども、今伺っていると、行政管理課に5名ほどということがありましたけれども、新しく課を設置することは分かります。ただ、前議員も申し上げたように、そのしわ寄せが、人数が増えないでそのしわ寄せが全議員の仕事に影響をするような嫌いがあるのでなかろうかなと見受けられるのですけれども、そうすると何のために行政管理課を置いたのか、本末転倒のような考え方になるのかなという嫌いがするのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） ちょっと問われている部分がよく分からないのですが、これまで行政管理課が行おうとしている業務につきましては、企画課と総務課で分けて所掌はしておりましたが、今回の不適正な事案の対応として、内部統制をしっかりと確立する体制を構築してくれといった監査委員から勧告をされておりますので、それに向けた対応として、行政として行うべきものは一体どうということをすべきなのかという視点に立った上での今回の行政管

理課という設置の目的でございますので、そこは御理解をいただければというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） じゃあこの課を設けることによって、内部統制が、取るための合理的な手法ということに解しますけれども、そういう考えに立っていいのでしょうか。人員配置を再編することがそういうことにつながるということで。もう一度確認いたします。それが今後うまく機能を果たすような内部統制になるのかどうかということです。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 監査委員からの勧告に速やかに対応しなければならない部分で、一番悩んだのが行政組織という、内部統制を確立するための組織をどうすべきかというのが、実は一番悩んで、勧告に対する報告が遅れたというものでございますが、この組織自体はなかなか県内のどこの市町村を見回してもないような組織でございます。県レベルになると行政管理という室として設けているようでございますけれども、そこまでまずは事務を適正に行うということが、我々の今置かれている立場でございますので、これまで以上に、当然のことながら適正な事務の執行に向けて取り組んでいきたいというものでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目の確認なのですけれども、復興事業が落ち着いてきたということで、そういう説明があったのですけれども、そこでこれまでの管財課の業務というのは、全てというか、全部企画課内の財産管理係が担当するのか、その点の確認をお願いしたいのと、あと今回新設される行政管理課なのですけれども、前議員への説明、答弁を聞いても分かったのですが、先ほどの説明でちょっと確認しかねたのですけれども、総務課の仕事の一部と、あと企画課の仕事の一部を今回のこの行政管理課で補うという、そういう説明があったのですが、そこでもう少し詳しく総務課の仕事の部分のどういった部分と、あと企画課の担ってきた仕事のどういった部分なのか、簡単にでよろしいですので、説明をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） まず、1点目なのですが、管財課の残っている業務につきましては、企画課に集約するということには間違いございません。

それと、行政管理課の現在、総務・企画で担っている事務につきましては、先ほど説明でも申し上げましたけれども、行政監査の報告・指摘事項に対する処理・改善、そういったもの

でありますとか、訴訟、和解、行政不服審査請求、そういうことに関する総務課で対応している事務を行政管理課に、現在の企画課に置いてございます行政改革推進係の事務を行政管理課のほうに集約するといったようなものでございます。行政改革推進係の中でも、行政経営に関わる指定管理者制度に関する事務についても、行政改革推進係としてそのまま移行していくというものです。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今までの管財課の仕事はほとんど企画課で担うということで分かりました。そこで、今回のこの行政管理課というのは、要はこのトラブル対応というのですか、言い方を悪くすると、そういう仕事が主なのか、行政管理係の、あと行政改革推進係のほうは指定管理も入るということなのですけれども、そういう行革関係を担うということで、そこで分かったのですけれども、今までやってきたこの、当然、あったとこから分けて仕事をこれからしていくわけなので、そこでこれまでの総務とか企画課との連携というのですか、その行政、よく縦割りということでやっていますので、そういう弊害というのですか、私はこれ渡したからあなたたちのほうだけでやってくれとなると、簡単に解決できそうな問題もこじれると、まあちょっとこれは危惧するわけなのですけれども、そういうことが起きないように、十分今後の何ていうのですか、連携なりなんなりは十分やっていける自信と言ったらおかしいですけれども、やってみないと分からぬのでしょうかけれども、そういうことも心して進めていく必要があると思うのですが、その点確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 議員御指摘のとおりだと思います。仕事を分けて縦割りになったのでは、恐らく何の意味もないと私も思っております。

それで、今回考え方として、これまで総務課で訴訟の関係を取り扱っておりますが、いわゆる争い事の最初のスタートから総務課で担っているわけではございませんで、そこは担当課で担ったもので訴訟案件になったものとか、総務課のほうで対応しているというものでございますが、今回はもう少し早い段階から、いわゆる訴訟にならない状況のものも中には多分あると思います。だから、争訟という事務の分掌で最初から各課が抱えているいろんな問題を行政管理課が吸い上げたりとか、そういう横の連携を取る1つのキーになる課でもありますので、総務課、企画課も含めて連携した取組は十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（星 喜美男君） 再開をいたします。

商工観光課長より及川議員の質疑に対して保留した件について答弁をしたい旨の申出がありますので、これを許可します。商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） それでは、御質問ございました、今回キャビンの建設工事に当たりまして、解体と新築につきまして、それぞれの金額につきまして答弁いたします。

新築に関しましては、2棟で991万7,156円、解体につきましては64万7,556円で、その他といたしまして、電気設備130万円、管理費など込みまして203万5,288円に消費税でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。

日程第5 議案第60号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第60号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第60号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の介護保険料について減免措置を講じたいため、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜

りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 議案第60号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例について
まして、細部説明をさせていただきます。

議案書3ページ、議案関係参考資料5ページを御覧ください。

本案に係る改正の趣旨につきましては、町長説明にございましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により収入等が減少した第1号被保険者に係る介護保険料の減免を行うためのものということでございます。

議案関係参考資料5ページを御覧ください。

条例改正の概要でございますが、減免に該当する被保険者について令和4年3月31日まで減免期間を延長するというものでございます。

なお、この減免による減収分につきましては、国庫により補填されることとなっております。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第61号 令和3年度南三陸町一般会計補正予算（第6号）

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第61号令和3年度南三陸町一般会計補正予算（第6号）
を議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第61号令和3年度南三陸町一般会計補正予
算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る所要額の

ほか、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る所要額等を計上したものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、議案第61号令和3年度南三陸町一般会計補正予算（第6号）の細部説明を申し上げます。

補正予算書の2ページをお開き願います。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,362万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を147億2,517万1,000円とするものでございます。

今補正予算につきましては、新型コロナウイルス対策としての追加予算が主な内容でございまして、国の令和3年度補正予算により措置された地方創生臨時交付金、子育て世帯等臨時特別給付事業やワクチン接種の対応予算の追加となっております。

今回の総額につきましては、震災復興分と通常分の構成につきましては、今回の補正額は全て通常分に区分されますので、通常分の金額が増えて、金額を申し上げますと100億2,302万5,000円で、構成比といたしましては68.1%となっております。震災復興分の構成比につきましては31.9%となっております。

次に、3ページ、第1表歳入歳出予算補正でございます。予算の詳細は後ほど申し上げますので、ここでは款ごとの構成比のみ申し上げます。

3ページの歳入でございます。

14款国庫支出金30.3%、15款県支出金が5.7%、補正されなかった款項に係る額が64.0%となっております。

次に、4ページになります。歳出でございます。

2款総務費33.7%、3款民生費15.0%、5款農林水産業費が4.4%、6款商工費4.7%、9款教育費6.5%、13款予備費が1.8%、補正されなかった款項に係る額が24%となっております。

次に、5ページを御覧いただければと思います。

第2表の繰越明許費でございます。

今回追加補正する新型コロナ関連の地方創生臨時交付金事業や給付事業など9つの事業について、年度末までに完了することが難しい事業について、財源をつけて翌年度に繰り越すものでございます。

各事業において記載の金額を繰り越すことになりますが、ここでは完了時期だけ申し上げます。

マイナンバーカード普及促進事業、完了予定が令和4年の5月。住民税非課税世帯等臨時特別給付事業、令和4年の10月。灯油購入費給付事業、令和4年の10月。新型コロナワクチン接種事業、令和4年の9月。新型コロナウイルス対応原油高騰対策漁業者支援事業、令和4年12月。新型コロナウイルス対応地元商店応援券配布事業、令和4年の11月。新型コロナウイルス対応商工観光事業者消費回復事業、令和5年の3月。以降、下2段につきましても、令和5年の3月が完了予定時期となっております。

次に、歳入から予算の詳細を説明いたします。

9ページをお開き願います。

14款国庫支出金1項2目衛生費国庫負担金は、3回目のワクチン接種に係る国庫負担金でございます。

14款2項1目総務費国庫補助金につきましては、1億3,628万9,000円ですが、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の追加でございます。この交付金につきましては、地方自治体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できる交付金となっております。

2目1節社会福祉費補助金1億3,640万円につきましては、住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金と関係事務費の補助金となっております。

2目2節児童福祉費補助金につきましては、子育て世帯に対する臨時特別給付金でございまして、12月会議で御承認いただいた残りの5万円分の給付につきまして、前回分の歳入科目構成を行い、減額して一部組替えし計上をさせていただいております。

3目1節保健衛生費補助金4,776万3,000円につきましては、3回目のワクチン接種事業に係る国庫補助金でございます。

次に、10ページ、15款2項2目1節社会福祉費補助金は、低所得者世帯に対する灯油購入費の給付事業の県からの補助金でございます。

続いて、歳出でございます。

詳細説明に当たりましては、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業関連事業につきまして、議案関係参考資料7ページ以降に添付しておりますので、予算書の科目金額にそちらの資料を照らし合わせながら御確認をいただければと思います。

それでは、予算書の11ページになります。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、17節の備品購入費65万1,000円は、参考資料7ページの1番、マイナンバーカードの普及促進を図るためにタブレットを購入するものでございます。

12ページ、3款1項1目社会福祉総務費19節扶助費の上段になりますが、住民税非課税世帯等臨時給付金につきましては、住民税非課税世帯や新型コロナウイルスの影響による家計が急変した世帯、合わせまして1,313世帯を見込み、1世帯当たり10万円を給付するものでございます。

その下の灯油購入費給付金は、歳入でも触れましたが、低所得世帯への生活支援の事業でございまして、参考資料7ページの2番の事業でございますが、県補助金と合わせて、対象1世帯当たり5,000円を購入費として給付するものでございます。

3款2項1目児童福祉総務費19節の扶助費7,800万円につきましては、12月に対象世帯1人当たり5万円の現金給付を行いましたが、残りの5万円の現金給付分7,500万円のほか、参考資料7ページ、3番に記載のとおり、所得制限を超過した世帯の30人に対し、同様に1人当たり10万円の給付を行う、いわゆる所得制限撤廃分の予算300万円も含まれております。

4款1項2目予防費の10節から13ページの17節までは、3回目のワクチン接種に係る追加予算でございます。

13ページ、4款4項1目上水道費の水道会計補助金につきましては、参考資料7ページ、4番の事業で、水道料金の減免により住民・事業者の経済的負担軽減を図るものでございまして、上水道会計に相当分を補助するものでございます。

5款1項3目農業振興費は、参考資料8ページの5番の事業でございまして、施設園芸農家に対し、高騰している燃料費について補助を行うものでございます。

予算書14ページ、5款3項2目の水産業費補正額2,040万円につきましては、参考資料8ページの6番の事業でございまして、漁業者への補助でございますが、高騰している燃料費について5トン以上の漁船所有者に対して支援をするものでございます。

6款1項2目商工費18節の下段になります、商工観光事業者消費回復事業費補助金3,644万円は、参考資料8ページの7番の事業でございます。

同じく2目11節と18節の上段と19節の扶助費につきましては、参考資料8ページの8番の事業に係るものでございまして、1世帯当たり1万5,000円分の地元商店応援券を全世帯に配布し、個人消費の喚起を図る事業となっております。

下段の4目観光振興費の11節、12節は、参考資料9ページの9番の事業に係るものでございまして、消費販路拡大に向けたプロモーションを実施する事業となっております。

次に、予算書15ページ、9款1項2目事務局費12節委託料、補正額224万4,000円の追加は、参考資料10番の事業で、タブレット教育を推進するための追加予算となつております。

13款予備費は財源調整であります。

以上、補正予算の細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行つてください。ございませんか。6番後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） では、確認を含めまして、子育て世帯への支援について質問させていただきたいと思います。7,500万円プラス町独自で300万円ということだと思います。その収入超過世帯を含めて、これで町内にいるお子さんには全て行き渡るのかということをまず1つ確認したいということと、昨年度5万円給付いたしました。今回の2回目の5万円、これをクーポンにするかどうかというようなお話もありましたが、現金でやるということでしょうか。その点を確認したいと思います。

それから、コロナ対策で様々、大人向けといいますか、事業を営んでいる方を中心に支援を展開していくと。特に商工業関係に関してはG o T o トラベルとか、地元商店応援券、消費を喚起していくこと、これは感染拡大と同時に進めていくということで難しさもあるかと思いますが、手厚い支援が当町でも行われるのかなというふうに安堵するところでもありますが、一方、そのお父さん、お母さんが働いている世帯のその子供たちに対しても、学校教育を含めて様々な影響がこのコロナ下、続いている。これがずっと長期化しています。その子供たちが安心して学校に通える、そういう状況をちゃんと整えてあげるということが町の大人としての我々の責任なのかなというふうにも感じているところであります。その登下校に関して、コロナを含めて今後、スクールバスの在り方等を含めて変化していくのかどうか。ここは町の御父兄の皆さん、非常に強い関心を持っているというふうに、私、様々な方からお話を伺っておりますので、このコロナ関係を含めて今年度、さらには来年度、どのように変化していくのか確認、また町の考え方、教育委員会としての考え方を伺つてみたいなというふうに思いますが、そのあたりはどのようになつていてるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） ただいま御質問いただきました子育て世帯臨時特別給付金についてお答えいたします。

議員先ほど、お話がありましたように、高校3年生以下の児童全てに給付されるというよう

な形になります。

それから、あとはクーポンか現金かということですが、5万円の現金支給ということになります。2月10日にはまた支給ということで準備を進めさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） おはようございます。

ただいまの質問の子供たちが安心して登下校ということについての今後の見通しということでございます。方向性ということでございますので、まず現状としてというか、この東日本大震災によりまして大きく町の様子が変わりまして、安心・安全に登校することができないということで、震災復興、震災対応スクールバスということで、各学校にバスが、バスによって登下校が行われておりました。震災から10年が過ぎまして、道路事情、環境等も今まで以上に整備され、そして安全に登校できる状況になったところから、震災対応スクールバスを終了させていただこうと思っているところでございます。

ですので、各学校ごとに状況は違いますが、全体を見ていきますと、まず統合によるスクールバス等については、今後も引き続きやっていきたいと思っておりますが、それ以外につきましては、乗り合いバスであったりBRTであったり、あるいは徒歩や自転車などでも通学が可能な部分もございますので、そういったところで子供たちに地域の方々がたくさん見て、見守りをいただきながら進めていきたいと思っているところでございます。

個別の地域の事情もございますので、この日から云々とかというところではなくて、しっかりとおうちの方々とお話をしながら、可能なところから進めていきたいと思っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 給付金については分かりました。使いやすいといいますか、何でいうのでしょうかね、町民の生活、大変苦しい状況にある中で、少しでも改善していくようにという方策が取られているのかなというふうに思いまして、安心するところであります。

一方、安心できないのが、そのバスの話なのですけれども、あまり補正予算ですので直接的には関係ないところかもしれませんけれども、コロナも含めて、その密な状況を避けるという意味では、バスではなくて徒歩でというようなお話もあるかもしれません、これはぜひ広く町民の皆さんに知っておいてほしいことでもあります、前回も議会の中でお話ししましたが、戸倉地区、荒町地区、ですから戸倉小学校の志津川寄りといいますか、あちらの区間はもともと戸倉小学校があった場所から高台へと小学校が移転して、住民の方々は誰も引

つ越していないのに学校がある意味、遠くなった、高い場所に移った。安全な場所に学校が移ることに反対する人は誰もいませんけれども、登下校に関しては大分大変になった。その状況がありながら、スクールバスは終わります。

それで、一方で最近のお話ですと、その反対側、戸倉小学校を挟んで戸倉側、神割崎側といいますか、半島側のほうでは、学校の統廃合によってスクールバスを運行していた。そこに統廃合とは関係ないけれども、空きがありますので、登下校に関して同じバスを利用していた方々がいる。けれども、それも終わらせる。そうすると、統廃合以外の児童が乗ることはなくなるよねと、これで公平だよねというような考え方なのかなと思うのですが、今まで乗っていたバスに乗れなくなって喜ぶ町民は誰もいないんですね。行政サービスが不十分であると多くの町民が感じているほうにその基準を合わせて、行政サービスを低下させて、これで平均的になったんじゃないですかというふうに受け止められかねないのではと。

一方、荒町、まあ地域を限定して言うのもどうかなと思いますが、バスが来ない地区の方からすれば、バスに乗っている子たち、うらやましいといいますか、何であっちはよくてこっちは駄目なんだというような、感情として持ってしまいますが、あれで自分たちが、自分たちのほうにバスが来ないのだったら、向こう側のバスも乗せないほうがいいんじゃないかと言ったかのように捉えられて、そのせいで反対側のバスの、今まで乗っていた子たちも乗れなくなった。これはその地域の御父兄からしたら、何ていうのでしょうか、対立構造をわざわざ教育委員会があおっているかのようにも捉えられかねないのではないかと心配するところであります。

このあたり、今すぐ結論を出せというのは非常に難しいと思いますし、デリケートな内容だろうと思いますが、これ、多くの町民が注視している部分だと思いますので、まず4月からどうしていくのかということをはっきりと御父兄の皆さんに納得していただける形で説明しなければいけないだろうと思いますし、それ以降もよりよい形というのはどうなのか。不断の努力と様々な協議を経て落としどころを見つけていかなければいけないというふうに思っております。そのあたり、共通認識を持っていただけているかどうかだけしっかりと確認をしておきたいなというふうに考えておりますが、この点については教育長並びに事務方としてはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 今、後藤議員さんがお話しされたように、捉えかねないのではないかということについては、やはりそのとおりだと思っております。ただ、教育委員会といたし

ましては、戸倉小学校のことを考え、さらにはこういった震災対応スクールバスを終了させることとは、全町に関わることでもあり、ある1つの方針に基づいて進めていかなければならぬものと思っております。

そのため、戸倉小学校さんのはうについては、昨年度も御説明をいたしまして、細かなことになってしまふのですけれども、昨年度も藤浜方面から来る、登校するバス路線につきましては、震災対応スクールバスを終了させて乗り合いバスで来ていただければという提案をしたのですが、昨年度の段階では、乗り合いバスに子供たちが多くて乗れないというようなことがあって、現在も藤浜の統合バスに乗車をしていただいておるのですが、今般、乗り合いバスの状況等を確認をいたしまして、十分に子供たちが乗り合いバスに乗って安全に登校できる、下校の際にも乗り合いバスで安全に下校ができるということが確認できましたので、このことについて丁寧に説明をしながら、教育委員会としての方針についての震災復興スクールバスの終了等に御説明をしていきたいと思っております。

荒町方面につきましても、同じように震災復興スクールバスが終了いたしますので、乗り合いバスということで、当初、乗り合いバスについてはなかなか人数的に厳しいのではないか、あるいはバス停等が難しいのではないかということがありました、乗り合いバスのはうにも十分乗れるというような運行計画を立てていただきましたので、これにつきましても、安全に登校、そして下校もできるということで、乗り合いバスによっての登下校をお願いするところでございます。

このような方針は、全ての学校で御提案をして、現在、御理解をいただきながら進めている内容ですので、何も一方の地区からのことがあつて他方の地区にうらやましいとか、そういうことで不公平があるのではないかということで、この感情を逆なでしたつもりはございません。全ての町民のお子様を安全・安心に登下校させるという方針で御提案をさせていただいておりますので、丁寧に説明をさせていただきたいと思っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 最後に1つだけ、昨年、いろんな交渉を経て、その統合バスに乗つていいですよ、安心した。今年、急転直下。1年でそれはやめますというお話ですので、そのあたりは十分に配慮していただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 何点かお伺いします。

まずもって、9ページの衛生費国庫負担金の中で、新型コロナワクチン接種の負担金がありますけれども、3回目の接種ということで御説明がありましたけれども、当町では2月頃できるのかなという思いがいたしますけれども、その辺、説明願います。いつできると、実施できるということですね。

それから、この参考資料の中で、8ページの漁船漁業への支援ということで、5トン以上の船の燃料、それを補助するということなのですけれども、概算でいいですでの、何件というか、船だから何そうといいますかね、5トン以上の該当のする船、何そぐらいあるのか。そして、またこれ、予算額が2,000万円ですけれども、1,000万円が単費になっていますけれども、これ、国・県の補助が、単費、できるだけ使わないような工夫ができなかったのか。その辺お伺いいたします。

それから、この8番目の個人消費の喚起ということで、商品券が使われますけれども、1,000世帯、先ほどの説明の中で1万5,000円分の1,000世帯ということの予算計上ですけれども、1,000世帯で毎戸に渡るのか。（「全世帯」の声あり）全世帯。私の聞き違いなのか。私は1,000世帯と聞いたのですけれども、その辺詳しくお願いします。

それから、9ページの消費販路拡大のためのプロモーションということで、これは、委託は多分観光協会かなと思われるのですけれども、来年の、5年の3月までの予定ということで、先ほど説明がありました。今コロナがどのように終息するか見えない状況なのですけれども、来年の3月までだから大丈夫なのかなと思われますけれども、この内容、どこでどのようなイベントをしていくのか、併せてこの辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） ただいまの及川議員の御質問にお答えしたいと思います。

1月上旬から医療従事者、それから施設職員等のワクチン接種を開始しておりまして、現在、ほぼ町内の老人保健施設については終了の見通しとなっております。65歳以上につきましては、2月7日から開始するということで、本日、町の防災無線のほうでも放送させていただきました。あと、対象者につきましては、本日、御案内の文書を送付する予定となっているところです。2月7日から一応連日開始、接種を総合ケアセンターのほうで開始いたしまして、65歳以上の終了見込みが3月の4日というような予定で今、計画を組んでいるところです。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 5トン以上の漁船数がどれぐらいあるのかという御質問でござ

いますけれども、志津川地区と歌津地区に分けてお話をさせていただきます。5トン以上10トン未満の漁船数、志津川地区については36隻、10トン以上20トン未満は6隻となっております。20トン以上はございません。歌津地区につきましては、5トン以上10トン未満は41隻、10トン以上20トン未満は4隻、20トン以上はございません。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） 3点目の御質問、商品券事業でございますけれども、1万5,000円券を全世帯でございます。4,440世帯を想定しております。

4点目でございますけれども、販路拡大プロモーションイベント、どこでどのような内容かというふうなところでございますけれども、まず1点目は、仙台市内の、実は今年度も南三陸食材フェアをやりましたけれども、勾当台公園にございます227カフェ、これは仙台市が運営しているところでございますけれども、ここで南三陸町の食材フェアを2か月間の予定で行いたいというふうに考えております。

もう1か所が、仙台駅での南三陸町の物産展を行いたいと。それで、仙台駅の改札を出ですぐのところでございます。これはもう予定が決まっておりまして、令和5年の3月3日から5日の3日間というふうなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 漁船漁業への支援のところで、単費を1,000万円を計上していると、交付金で何とかならないのかということなのですが、交付金の額が国から示されて、それで対応する事業を実施するに当たったら、それを見積もったら、それを超える事業費として大枠で1億5,800万円ほどの事業費が積み上がったということで、どこかで単費を投入しなければならないということで、ここに一旦は1,000万円の単費を投入するべく調整をかけております。ただ、最終的にその単費の持ち出しは、今は予算額100%マックスで組んでおりますので、当然、事業をやれば入札差金でありますとか、商品券を交付しても実際に使わなかった方がいるとか、そうなってきますと単費の分が薄まってきますので、現時点としての見込みというふうにして捉えていただければというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） その1,000万円の単費ということは、総体的にここで調整したというところで分かりました。理解します。

それで、その漁業漁船への燃料の補助ですけれども、船の数は分かりましたと。そうすると、

大体この補助をする、1隻当たりの補助する燃料の、何でいうんですかね、その量でやるのか、リッターでやるのか、それとも金額でやるのか、総体で2,000万円になっておりますけれども、この額をお伺いいたします。

それから、この商品券、8番の、全世帯1万5,000円ということで、これの実施は、先ほど聞くと、令和5年の3月までになっていますけれども、めどとしてこれはいつ、毎戸にこういうことがあるよというと、町民の人たちは期待して待ちます。それで実施はいつ、めどとしていつなのか。その辺をお伺いします。

それから、9番の販路拡大のためのプロモーション、これは仙台市内2か所ということで、今はコロナ禍なのですけれども、やはり出ていってこう、そういうものも売るイベントということは、非常に大きな力になるというか、皆さんに買ってもらう、知ってもらうといういいチャンスだと思うんですね。そこで、この今回だけでなく、以前にもやったかと思うのですけれども、全体的な売上げ、成果というものが、どのように見据えているのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1時59分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番今野雄紀君が離席しております。

議案第61号の質疑を続行いたします。

及川幸子君の質疑に対する答弁を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） それでは、漁業者支援補助金の中身について、少し説明をさせていただきたいのですけれども、まず総額2,040万円の内訳なのですけれども、漁船の燃費の差ということもございますので、5トン以上10トン未満、77隻の対象に対して、補助上限が20万円、総額で1,540万円。それから、10トン以上20トン未満、10隻に対して、補助上限が50万円、合計額が500万円。合わせて2,040万円という形になります。

この内訳に対するその詳細についてなのですが、今年の、令和4年の5月から10月までの対象期間、6か月なのですが、操業日数を100日としてカウントさせていただきました。それから、燃料価格についてですけれども、それぞれ軽油ということを聞いておりますので、資源エネルギー庁の実績に基づいた燃料価格の設定に対しての燃料高騰分の差額なのですけれど

も、2020年の平均価格が111.7円、2021年の平均価格が129.8円、この差額が18.1円、およそ20円という形で設定をさせていただきました。

それで、5トン以上10トン未満の場合ですと、1回の操業当たりの軽油が100リッターを使用するであろうということで、掛ける20円ということで2,000円。2,000円に対する操業日数が100日でございますので、20万円であろうと。それから、10トン以上20トン未満の場合については、1回当たりの操業に係る軽油の量が250リッター、これに20円を掛けまして、差額分5,000円ということになりますので、5,000円に100日間の操業を掛けて50万円という形に設定をさせていただいております。

これにつきましては、この対象期間内の燃料使用分に対してのこの差額20円の実績に対して、上限額を設けて支出するというような内容となっております。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） それでは、地元商品券事業のまず1点目、実施めどというふうな質問でございました。商品券自体は3月中に全世帯に配布いたしまして、4月1日から9月30日までの6か月間を利用期間ということで実施したいというふうに考えております。

次の質問でありましたプロモーション事業の成果という話でございましたが、まず今年度、11月20日から12月31日までの1か月ちょっと行いました、この仙台市の227カフェのイベントですけれども、1か月と10日で、金額でしかちょっと今、成果というのは見いだせないのですけれども、82万2,130円の売上げがあったというふうなところでございます。

あと、仙台駅のイベントですけれども、震災後も25年から毎年行っているというふうなところでございますけれども、多いときで3日間で600万円の売上げを超えたというふうな年もあったというふうなことを聞いております。

いずれこの、そういった金額だけで成果というのははかれるものではなくて、消費者層の拡大ですか、あとは商談等につなげられるような販路拡大事業というふうなことで、実施をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 10番今野雄紀君が着席しております。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 丁寧な御説明ありがとうございました。大体漁船漁業のほうは分かりました。町民の方に、漁民の方にこの説明は、私的にはできるものと解しておりますので、多くの漁民の方に請求、これは請求主義なんですよね。申請なのでPRのほうもよろしくお願

いいたします。

それから、8番の個人消費の喚起なのですけれども、この1万5,000円ですね、3月中に配布で使うのが4月1日から9月までということで、これもPRのほう、よろしくお願ひいたします。

そこで、この1世帯、毎戸ということなので、1人世帯でも5人世帯でも同じ1万5,000円、その根拠ですね。それと金額、1万5,000円の根拠をお伺いしたいと思います。

それから、最後ですけれども、3回になったので、G o T o トラベルが載っていますけれども、これの3,600万円、どのような形で実施するのか。その辺をお伺いいたします。

あとは、その駅、9番の販路拡大のためのプロモーション、やはりこれ、知名度、南三陸町は知名度が高いですので、今後とも引き続き継続して、この3日間で駅、以前も駅でやった600万円というのは大きな成果だと思いますので、その辺も引き続き取り組んでいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） 1人世帯も5人世帯も1万5,000円かという質問に関しましては、そのとおりでございます。

1万5,000円の根拠、できるだけ大きなお金が個人消費喚起というふうなことでいけばいいなというふうなところで計画したというふうな部分でございます。

まず、トラベルのほうでございますけれども、これにつきましては今年度、1月31日まで行っております、これは観光協会に委託して事業を実施してもらっており、割増し宿泊券、全く事業内容は同じでございます。宿泊券として3,000円の割引券と1,000円のお土産買物券というふうなところで計画をいたしまして、今年度の実績といたしまして、約、その商品券のセットが7,200セットほど売れたというふうな実績を基に積算をしたというふうな内容でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なのですけれども、この参考資料の7ページ、灯油購入の給付金について伺いたいと思います。これは低所得者への対象ということですけれども、今回灯油ですけれども、灯油以外には考えられないのかということを伺いたいと思います。ちなみに、これは燃料費だと思うのですけれども、当町は持続可能な町でやっていまして、ペレットストーブとか、その他ストーブも利用している方たちに、混合油みたいなものも必要だと思うのですけれ

ども、そういったところは考えられないのか、簡単に確認させていただきます。

あと、先ほど同僚議員、同じく8ページの漁船漁業への支援について聞いていましたけれども、私、その隣の施設園芸農家への支援ということで90万円予算になってますけれども、そこで伺いたいのは、漁業の2,000万円に対して、農業のほうが90万円ということで、開きがあるのですけれども、当然、原油高騰に対する影響のせいだと思うのですが、それにしてもあまりにもこの差額、あり過ぎるようなのですけれども、そのところの確認をお願いしたいと思います。

あと、もう1点は、先ほど同僚議員も聞いていました、9ページの消費拡大、販路拡大のためのプロモーションということで、るる丁寧な説明である程度分かったのですけれども、そこで伺いたいのは、620万円使って例年のような形で、勾当台、同じく駅でプロモーションをするという、そういう答弁だったのですけれども、今回こういったコロナとか、そういったアフター、ウィズを考えるのでしたら、先ほど課長の答弁でも金額だけではないという、そういう答弁があったのですけれども、そこで同じく持続可能なまちづくりに関するならば、あえてこの農産物、漁業の産物を地元でもう少しアピールするような、そういう形も必要だと思うのですけれども、そういった方向へも切り替える必要があると思うのですが、例えばファーマーズマーケットとか、フィッシャーマンズマーケットのような、そういった形での地元でのプロモーションも必要だと思うのですが、その辺の考えを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 先ほどの今野議員の御質問にお答えしたいと思います。

この灯油購入費の給付事業につきましては、灯油か、それとも電気なのか、ペレットなのかという、そういうことが関係なくといいますか、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、1世帯10万円にプラスアルファとして1世帯5,000円を上乗せして支給するということで、灯油を使用しているかどうかということは、こちらでは確認はする予定はございません。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 施設園芸に対する補助につきましては、漁業者支援とはかなり額の開きは確かにあるのですけれども、そもそもその対象園芸農家さんの件数が12件ということになっておりますので、その時点できな差が生まれているということもございます。

それから、この予算の内容につきましては、漁業者支援については来年度繰り越すということになっていますが、こちらについては年度内ということで、対象期間を1月から3月まで

というふうに考えております。それで、ほとんどの場合は重油、灯油燃料を使っておりますので、その基準価格については、重油が83.1円、リッター当たり、灯油が88.1円、その差額を6円と設定しておりますので、使った分に対してリッター当たり6円を支給をするという形になっております。これは使用実績に応じてお支払いしたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） 地元でのアピール、必要ではないかというふうな御質問でございましたけれども、今回に關しましては、コロナ感染拡大の影響による、滯っています流通ですか、あとは当然、優れた商品、食材の販路拡大というふうなことでございますので、今回、委託料としてここに載せているというふうなところでございます。当然、地元のアピールに關しましては、明日、あさって、寒鯨まつりがございますし、コロナで今年度は中止になりましたが産業祭りというふうな部分で、アピールは当然ながらしているというふうなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 灯油の補助に関しては、これは灯油券とかではなくて、現金ということでおろしいわけですね。分かりました。

ちなみに、この5,000円があると、どうなのですか、低所得者の方に対してはかなりの有効な手だてになっているのか、その辺のもし確認ができていただけたら、ほんの少し助かるとか、いっぱい助かるという、そういう、おもむきもあると思いますので、そのところを伺いたいと思います。それによって、例えば5,000円で、よその自治体とか国でも結構やっていますけれども、それが一律で大丈夫なのか、そうじゃなくともう少し、先ほどの町費ではないですかけれども、そういうことも検討する必要があるのかどうかだけ確認させていただきます。

あとは、施設園芸の支援ということで、12件ということだったのですが、これもまた漁業と同じように、何トンじゃなくて、ハウス等なんかのそういう基準があつてのことでしょうけれども、そういう基準をもう少し下げてあれするとかという、そういうことはできるのか、できないのか、確認させていただきます。

あとは、消費販路拡大のためのプロモーションなのですけれども、そういう形で販路拡大という、そういう課長の答弁がありましたけれども、昨今、こういった時節柄、地元でいろんなお祭りでやっているのは、それはほとんど、近隣の方たちが来て買っていくというのがほぼほぼだと思うのですけれども、そこで私、先ほど言ったようなファーマーズマーケット等ですと、そういうことによって特色ある生産物というのですか、できて、行く行くはふ

るさと納税の返礼品等にも、今も加工品等をやっていますけれども、それが1次産品で結構できるんじやないかという、そういうことも将来的な見通しとして考えられると思うのですけれども、その点、少しでもこういったプロモーションも大切なのですけれども、地元でやっていくということも考える必要があると思うのですが、そのところを再度確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） この灯油購入費の給付事業につきましては、原油価格の高騰や新型コロナウイルス感染症の影響が長期化してきている状況ということで、それを踏まえて緊急対策として低所得世帯の生活の安定と経済的負担の軽減を図るためということになりますが、そのために住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金10万円というところに5,000円を上乗せして、給付を急いで町民さんの手にお渡しできるようにということで、合わせてプッシュ型とさせていただいております。

それで、県からの補助が100万円というようなところですが、ほかの市町村のほうもいろいろ確認しまして、大体同等の額ということで5,000円にさせていただいております。十分とは言えないかもしれませんけれども、10万円にプラスアルファということでうちのほうでは考えております。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 園芸ハウスについても、その漁船漁業と同じように区分をというお話ですけれども、漁船漁業と大きく違うのは、船の大きさで燃費が違うということですから、ハウスの場合は多少はあるのでしょうかけれども、大きく差はないということですので、多く使えば使っただけ、大きな補助を受けられるということになりますので、区分は必要ないかというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） 先ほど申し上げましたように、今回の消費プロモーションにつきましては、商談等の機会というふうなことの中での販路拡大というふうなところがメインでございますが、議員お話しされたように、地元でのプロモーションというふうな部分に関しましては、ちょっとこれとは別に機会を見て検討はしていきたいというふうに考えます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第62号 令和3年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第62号令和3年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第62号令和3年度南三陸町水道事業会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として実施する水道料金の減免措置に係る所要額を計上したものです。

細部につきましては上下水道事業所長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） それでは、議案第62号について細部説明をさせていただきます。

予算書20ページをお開き願います。

令和3年度水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条補正予算は次に定めるところによるということで、まず今回の補正概要でございます。

第2条は3条予算に定めた収益的収入の予定額を科目ごとにそれぞれ補正し、第3条では一般会計から補助を受ける金額を改めるという内容でございます。

それでは、詳細を水道事業会計補正予算に関する説明書で説明させていただきますので、23ページをお開き願います。

事項別明細書でございます。

収益的収入を御覧願います。今回は収入のみの補正でございます。

1款1項1目の給水収益1,100万円の減額です。先ほどの一般会計補正予算の説明でございましたが、議案関係参考資料の事業概要7ページにございましたとおり、具体的には新型コ

コロナウイルス感染症対策事業として、住民及び事業者の経済的負担の軽減を図るとともに、第6波に備えて手洗いうがいの基本的な衛生対策を推進するため、水道料金の2月分の基本料金を減免するものでございます。

また、2項2目の一般会計補助金において減免相当額の1,100万円を補填し、水道事業の収益をプラスマイナスゼロ円とするものでございます。なお、今回の減免については、利用者からの申請手続を不要とし、メーター使用料のみの請求とするものでございます。

簡単ですが、以上で細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、質疑は簡潔に行ってください。11番三浦清人君。

○11番（三浦清人君） この1,100万円の算出根拠をお示しください。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） 1,100万円の内容でございますけれども、現在、契約件数、直近の合計で4,940件ほどございます。それで、13ミリの基本料金の月額、税込みで1,870円ですけれども、この契約件数、3,400件ほどございまして、減額分は640万円になります。全体の70%になります。20ミリの基本料金の月額は2,640円でございます。契約件数が1,340件で、減額分は約353万円、これは全体の27%ほどになります。そのほかは25ミリの3,300円から100ミリの6,600円まで6段階でございますが、合計で177件、減額分は約75万円、これは全体の3%ということになります。合計すると4,942件で1,060万円ほどになりますけれども、数の上下がございますので、1,100万円というふうなことで設定してございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 一般家庭につきましてはいいのですが、事業所、ミリ数によっての今、お話かと思うんですね。水道管の。それで、その事業規模はどういうふうにして区分されているのか。事業規模ですね。その辺の段階的なものはあるのですか。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） 事業の規模ということではなくて、基本料金、10立方までの基本料金のみの減免というふうな形で考えてございます。今回その第6波に備えてということなのですけれども、これまでの巣籠もりといいますか、在宅時間が増加しております、これによる光熱水費の増大であったり、事業収入の減少に対する支援策というふうなことでお考えいただきたいと思います。また、その手洗いうがいなどの新しい生活様式を推進するといった意味での基本料金一月分というふうな考えでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今まで基本料金の件は分かったのですけれども、そこで関連で伺いたいのですけれども、昨今、寒い日がいっぱい続いていまして、よく防災無線でも水道の凍結の放送をしていますけれども、そこで町内で凍結した等の件数等のあれは確認しているのか、それとも直接業者さんに凍結した方があれしているのか。その点、お分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） 水道の凍結に関しましては、具体的な数字は把握してございませんけれども、去年よりは少ないような状況のようです。去年はいつとき、急激に下がった日、マイナス12度くらいになったときがございまして、そのときは結構件数が出たようなのですけれども、今年については、これからどうなるか分からぬのですけれどもそれほど、業者に確認して二、三件程度というふうなお話は伺ってございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 住宅再建で立派なおうちに入っている方が多いとは思うのですけれども、そこで二、三件という答弁だったのですが、ちなみに水道のほうで、1回凍結すると業者さんに何ぼぐらい取られるのだが、そこがお分かりでしたら、例えばそういったことが分かっていれば、いろんな防止策をするとかということもできると思うのですが、そこがお分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） 申し訳ございませんが、ケース・バイ・ケースなので、1件当たり幾らというのはちょっと把握してございません。不凍水栓の場合でも凍る場合がございますので、水抜きをしっかりしていただきながら対応していただきたいと。放送があつたときは特に注意していただきたいというふうなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いいたします。この水道、1,100万円の額が一般会計のほうからの補助金ということで入っております、水道のほうに1,100万円が。そうすると、コロナ対応なので、この補助金1,100万円が、一般会計の、コロナ対策ではどのように一般会計に入つてどこから、そこから抜けていく、水道のほうの補助になっていくわけですから、その中身をちょっとお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） コロナ対応の地方創生臨時交付金については、町に、一般会計に入ります。その中から、先ほども一般会計で御説明いたしましたが、上水道費として水道事業会計に補助金として支出をすると。それを水道会計が補助金として受けるというものでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、一般会計の歳入で入ってくるということでよろしいでしょうか。それと、この2月分で調整ということなのですけれども、2月分の基本料金ということで、今月のメーター検針が3月1日になるわけですけれども、実質その3月分、2月ということは2月に使用した分の補助になるのか、3月の結果、水道量になるのか、その辺。確認お願いします。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） 基本料金、2月分の請求につきましては、3月上旬のメーター検針の際にお知らせで通知するのですけれども、その通知の際に、基本料金は減免します。それで2月分に使用したメーター使用量分だけ請求をするというふうな内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、その2月分の基本料金は取らないですよという周知の仕方はどのようにやっていくのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） もちろんそのメーターの先ほどのお知らせで各家庭には分かると思うのですけれども、3月号の広報でお知らせする予定にしてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年度南三陸町議会1月会議を終了いたします。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後1時44分 散会